

主体会 KIDS デイサービスが利用できるまで



- ・リハビリも受けているけど、児童発達支援も通いたい。
- ・健診で勧められたから、児童発達支援に通おうかと検討している。
- ・言葉がなかなか出てこない。様子見と言われたけど、心配…。

etc

児童発達支援は

◎“診断名”がなくても利用することが可能です。

◎支援が必要と判断されれば、どなたでも利用することが可能です。

未就学のお子さんで、障害の有無に関わらず、発達の遅れが気になるお子さんが対象となり、自治体の定める日数と自己負担額の範囲で利用することができます。

* 通所受給者証の取得が必須！

お住いの市区町村から交付される証明書です。医療保険証や療育手帳とは別のものになりますのでご注意ください。主体会 KIDS デイサービスをご利用になる場合は、この通所受給者証の取得が必要になります。

取得方法

① 事前にこども発達支援課に連絡を入れ、予約した日にこども発達支援課にいき、「**児童支援利用計画案依頼書**」を発行してもらいます。

※市町村によって市役所内での課が異なるため、注意してください。

四日市市の場合はこども発達支援課となります。

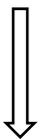
② 相談支援事業所に連絡する。

- ・お子さんへの心配事
 - ・どこで支援を受ければ良いのか？
 - ・自分の困りごとに対して、どんなサポートがあるのか？など支援を受けるための相談を受けられます。
- 相談支援事業所と契約し、「**児童支援利用計画案**」を作成してもらいます。

→後日、受け取る

③ こども発達支援課に「**児童支援利用計画案**」を提出する。

1~2週間後、申請者に「**決定通知書**」「**通所受給者証**」が交付され、郵送されます。



交付を待っている間に…

主体会 KIDS デイサービスやその他の事業所を見学しておく、「通所受給者証」が交付されたら事業所との契約などがスムーズに進めることができます。